

北海道告示第10514号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成28年10月17日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成28年6月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アッシュビル、フィール旭川
旭川市1条通8丁目108番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社トーテム旭川 代表取締役 金 哲一
旭川市1条通7丁目43番地40

株式会社津山ビル 代表取締役 津山 旭
旭川市2条通5丁目165番地2

三菱UFJ信託銀行株式会社 支配人 坪川 昇司
東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
合同会社フィール商業開発	代表社員 一般社団法人SH 108 職務執行者 松澤 和浩	東京都港区虎ノ門3丁目22 番10-201号
株式会社トーテム旭川	代表取締役 金 哲一	旭川市1条通7丁目43番地 40

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
合同会社CRT旭川	代表社員 オレンジ一般社団 法人 職務執行者 宮里 猛	東京都港区虎ノ門3丁目22 番10-201号
株式会社トーテム旭川	代表取締役 金 哲一	旭川市1条通7丁目43番地 40

(4) 変更の年月日

平成28年5月28日

(5) 変更する理由

小売業者の商号及び代表者変更のため

2 届出年月日

平成28年6月9日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成28年6月17日（金）から同年10月17日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで